

## 7月21日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

# 参議院議員選挙の投票日です

7月28日(日)の任期満了に伴い、参議院議員選挙が行われます。貴重な一票を大切に、必ず投票しましょう。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 内線3034

### 投票の要件と注意事項など

#### ■三鷹市で投票できる方

平成13年7月22日までに生まれた方で、今年の4月3日以前に市に転入届出をし、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。

今年になってから引っ越しをした方と、これから引っ越しをする方は、下表でご確認ください。

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	6月17日以前に転居届出	転居後の投票所で投票
	6月18日以降に転居届出	転居前の投票所で投票
三鷹市に転入した方	4月3日以前に転入届出	三鷹市で投票
	4月4日以降に転入届出	三鷹市では投票不可(注1)
転出した方で、投票する日まで三鷹市の選挙人名簿に登録されている方		三鷹市で投票(注2)
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方で、投票日までに転出する方		三鷹市で投票

(注1) 前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注2) 新住所地の選挙人名簿に登録された方は、三鷹市では投票できません。

#### ■選挙公報をお届けします

候補者の政見などを掲載しています。7月12日(金)～14日(日)ごろに各家庭へお届けし、市政窓口やコミュニティセンターにも設置します。

#### ■投票所入場整理券をお忘れなく

7月4日に封書で世帯ごとに発送しました。忘れずに投票所へお持ちください。

#### ■あなたの投票所を確認しましょう

7月21日の投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券に記載された投票所をご確認ください。

#### ■このような投票は無効になります

- ① 複数の候補者名や政党名を書いた投票
- ② 候補者名や政党名とともに、そのほかのことを書いた投票
- ③ 候補者名や政党名を自書しない投票(ゴム印などを用いて記載した投票)
- ④ どの候補者や政党に投票したか確認できない投票

### 投票の方法

① 東京都選出議員選挙の投票方法  
最初に薄い黄色の投票用紙に、東京都選出議員選挙の候補者名を書いてください。

② 比例代表選出議員選挙の投票方法  
次に白色の投票用紙に、比例代表選出議員選挙の候補者名または政党名を書いてください。



◆ 今回の比例代表選出議員選挙から「特定枠制度」が導入されます

比例代表選出議員選挙は政党が獲得した議席の枠の中で、名簿に記載された候補者個人が得た得票数の順に当選する仕組み(非拘束名簿式)を導入していますが、公職選挙法の改正により、政党が候補者の中から優先的に当選させる人を決めることができる「特定枠制度」が導入されます。

政党が特定枠の候補者を届け出た場合、その候補者には当選人となるべき順位が付けられ、ほかの候補者と区分して投票所に掲示されます。また、特定枠の候補者への投票は政党への投票とみなされます。

#### ■代理投票・点字投票／車いす・老眼鏡

心身の状態などにより投票用紙に候補者名などを書くことができない方は「代理投票」が、目が不自由な方は「点字投票」が利用できます。また、投票所には車いすや老眼鏡を用意しています。いずれも投票所の係員にお申し出ください。

**選挙に伴い東多世代交流センターを休館します**  
☎ 7月20日(土)・21日(日) ☎ 同センター ☎ 44-2150

※7月21日は「東京2020大会テストイベント(自転車競技(ロード))」の開催に伴い、大沢地域の一部で交通規制が行われます(午前11時～午後0時45分)。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 期日前投票をご利用ください

投票日に仕事やレジャーなどで投票所に行けない方は、投票日前日まで期日前投票を行うことができます。投票所入場整理券裏面の「宣誓書」をあらかじめ記入して、最寄りの期日前投票所へお持ちください。投票日前日は大変混み合いますので、投票は早めにお済ませください。

**第一期日前投票所 市役所第三庁舎**

受付期間 7月5日～20日(土) 午前8時30分～午後8時

**第二期日前投票所 三鷹駅前コミュニティセンター3階**

受付期間 7月14日(日)～20日(土) 午前8時30分～午後8時

※駐車場はありません。自転車の方は、臨時駐輪場をご利用ください。

### 不在者投票をご利用ください

#### ■滞在先での不在者投票

市外の滞在先での不在者投票を希望する方は、三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送付された投票用紙などを滞在先の選挙管理委員会へお持ちください。

☎ 直接または郵送で「〒181-8555三鷹市選挙管理委員会事務局」(第三庁舎)へ  
※投票用紙などの請求書用紙は市ホームページから入手できます。

#### ■病院などでの不在者投票

不在者投票指定施設の病院などに入院・入所している方で、投票日に指定された投票所に行くことが困難な方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。

#### ■郵便等による不在者投票

市の選挙人名簿に登録されており、身体に重度の障がいがある方や戦傷病者手帳をお持ちの方など、定められた要件に該当する方は、事前の申請により郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎ 内線3034へお問い合わせください。